

食品中に残留する農薬等の 基準に係るポジティブリスト制 度の導入について

農林水産省 消費・安全局
農薬対策室長 横田敏恭

農薬とは何か？

農作物等に使用

病害虫の防除に
用いる**薬剤**

成長調整の**薬剤**

病害虫防除に
利用する**天敵**

殺虫剤
殺菌剤
除草剤
誘引剤
交信かく乱剤
など

発根促進剤
着果促進剤
無種子果剤
など

寄生バチ
テントウムシ
カブリダニ類
昆虫ウィルス
など

農作物の病害虫防除の必要性①

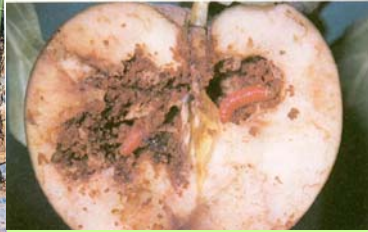
病害虫による被害

収量の低下



トマトの疫病

りんごのシンクイムシ

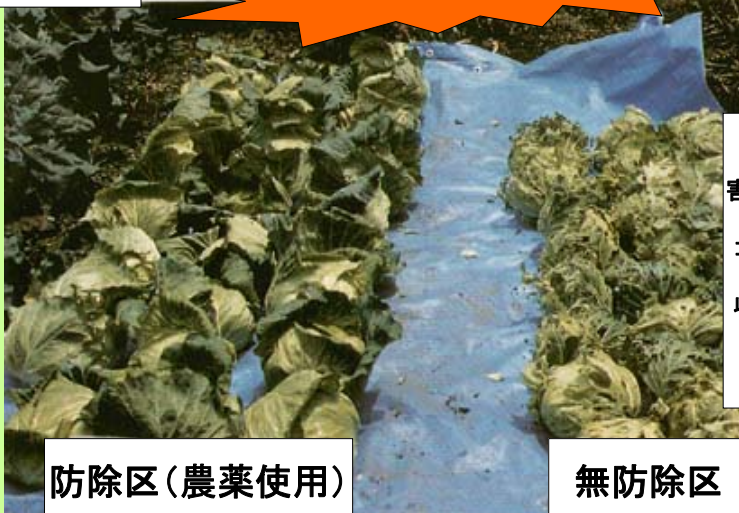


品質の低下

農作物の病害虫防除の必要性②

病害虫による被害

キャベツ



防除区(農薬使用)

無防除区

害虫(ヨトウムシ、アオムシ、コナガなど)の食害による収量・品質の低下

病害虫の防除方法

☆耕種的防除

病害虫抵抗性品種の利用、病害虫の発生源となる雑草の除去など

☆物理的防除

防虫ネットや雑草抑制シートの利用、太陽熱での土壌消毒など

☆生物的防除

マリーゴールドによる線虫の忌避、アイガモ、カブトエビによる水田の雑草防除、**天敵の利用**など

☆化学的防除

化学合成や天然由来の農薬使用



農薬を使用した農産物の安全性確保

全体の仕組

登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用される仕組み



(3) 農薬の正しい使用

(1) 農薬登録制度
(農薬の安全性チェック)

(2) 無登録農薬の取締



(4) 農作物中の農薬の監視

(1) 農薬登録制度による安全性チェック

農薬取締法により、登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用が可能



安全性が確認されない農薬は登録されない (=使用できない)

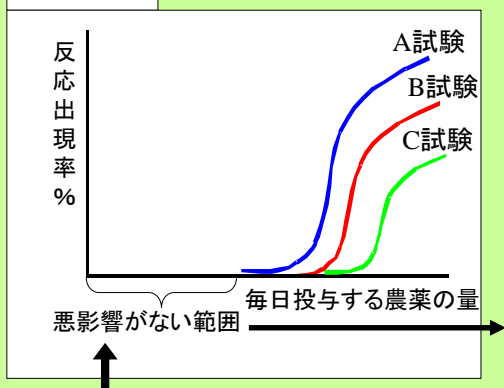
農薬登録申請時に提出が必要な毒性等の試験成績
(食用作物に残留する可能性がある農薬)

- ①毒性試験
- ②動植物体内での農薬の分解経路と分解物の構造等の情報を把握
- ③環境影響試験
- ④農作物残留性試験

(1) 食品中の残留農薬の安全性チェック①

長期毒性動物試験

許容一日摂取量の設定



動物に毎日長期間に与えても悪影響がないことが確認された量の最大値(mg/体重1kg・日)を安全係数で割ったものを、ヒトの許容一日摂取量(ADI★)(mg/体重1kg・日)とする。

★ADI: acceptable daily intake

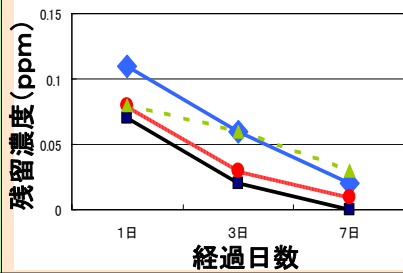
動物に毎日長期間に与えても悪影響がない量が確認できない農薬は登録されない。

(1) 食品中の残留農薬の安全性チェック②

使用基準と残留基準の設定

病害虫防除に必要な条件で
行った作物残留試験

希釈倍数: 2500倍
使用回数: 3回



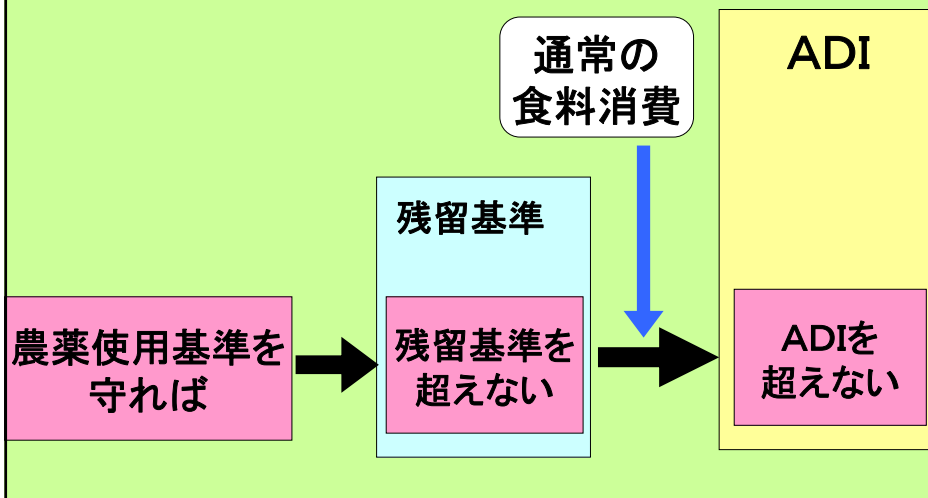
残留基準: 0.5ppm



余裕のある関係

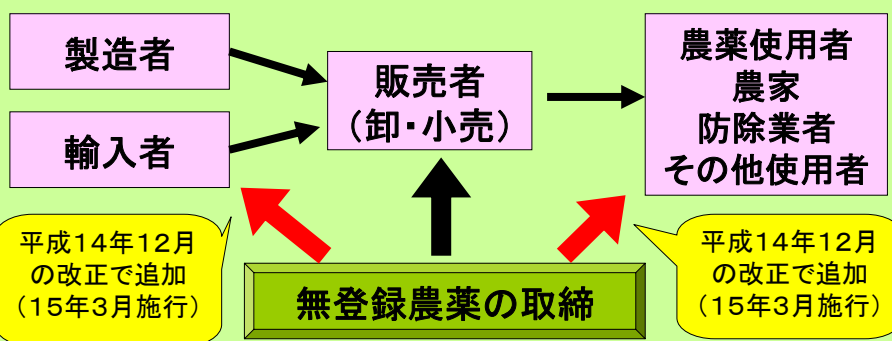
使用基準
希釈倍数: 2500倍
使用回数: 3回以内
使用時期: 収穫前日まで

(1) 農薬登録制度による安全性チェック



(2) 無登録農薬の取締

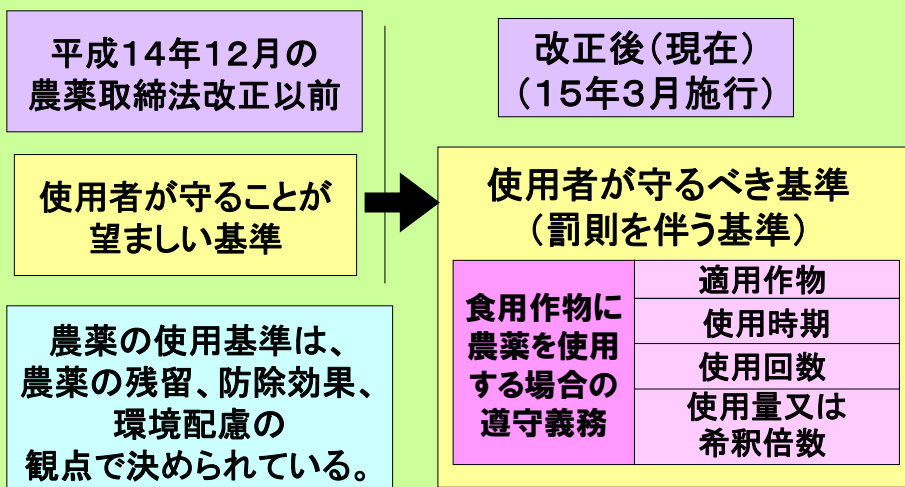
平成14年12月の農薬取締法改正で強化



取締実施者：農林水産省(本省、地方農政局、農政事務所)
都道府県／(独)農薬検査所

(3) 農薬の正しい使用方法

平成14年12月の農薬取締法改正で規制措置



(3) 農薬の使用方法のチェック

使用方法が守られていることのチェック体制は？

全国4000農家(毎年選定)
(野菜、果樹、茶、米など)

地方農政事務所職員による
農薬使用状況の点検
(このうち残留分析は約700農家)

上記以外の農家にも ← 農薬使用の記帳を行うよう指導
必要があれば立入検査を実施

(4) 農産物中の農薬の監視①

残留基準値を超える農産物があった場合の扱い

食品衛生法に基づく措置

検疫所や
都道府県衛生部局による
農産物の回収、廃棄、
積み戻しの命令

都道府県農業部局
による調査、指導など

(4) 農産物中の農薬の監視②

実際の検出状況

(平成13年)

	検査数	農薬検出数 (%)	基準値を超えた数(注) (%)
合計	531,765	2,676 (0.51)	29 (0.01)
うち国産品	225,071	917 (0.41)	8 (0.01)

資料:平成13年度食品中の残留農薬検査結果(厚生労働省「食品中の残留農薬」)

(注)「基準値を超えた数」は、基準値がある農薬の検査数に対する数である。

農薬のリスク管理(まとめ)

農薬の安全性評価と登録



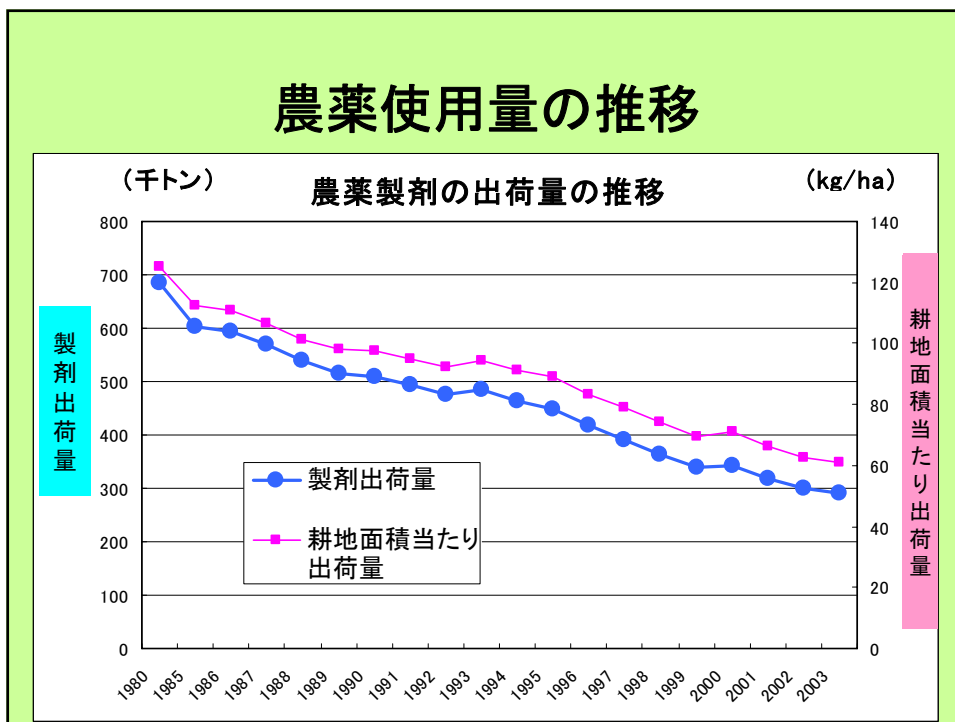
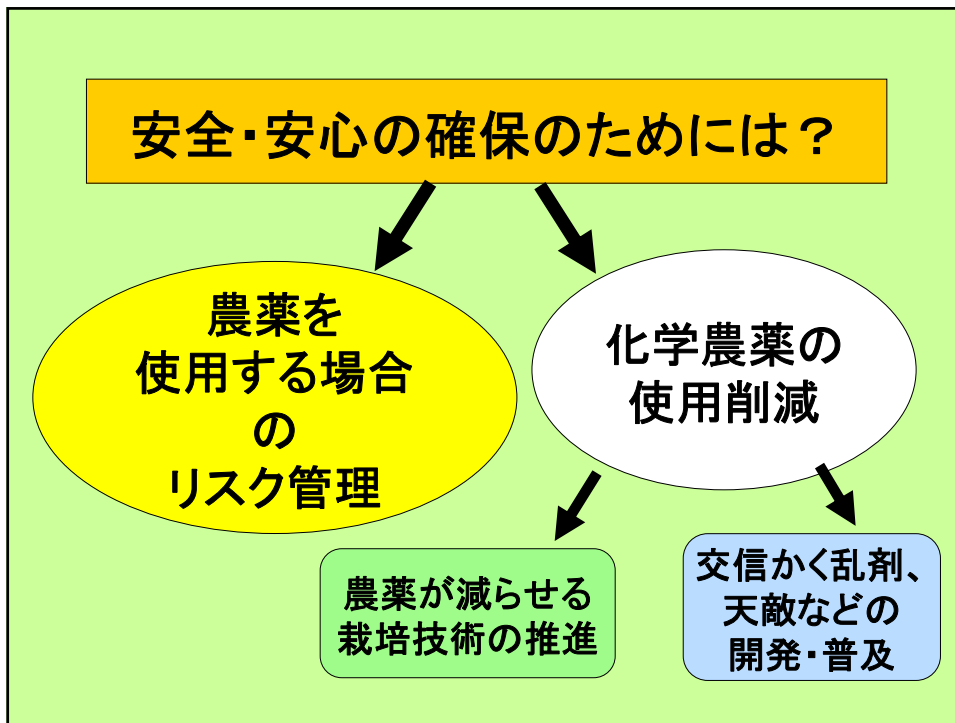
登録農薬の販売



正しい使用



安全な農産物



病害虫の防除方法

☆耕種的防除

病害虫抵抗性品種の利用、病害虫の発生源となる雑草の除去など

☆物理的防除

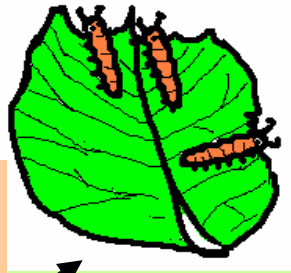
防虫ネットや雑草抑制シートの利用、太陽熱での土壌消毒など

☆生物的防除

マリーゴールドによる線虫の忌避、アイガモ、カブトエビによる水田の雑草防除、**天敵の利用**など

☆化学的防除

化学合成や天然由来の農薬使用



天敵とは？



↑
アブラムシ等を捕食している
ヤマトクサカゲロウ(幼虫)

ハダニ類の卵を捕食している
チリカブリダニ ↓



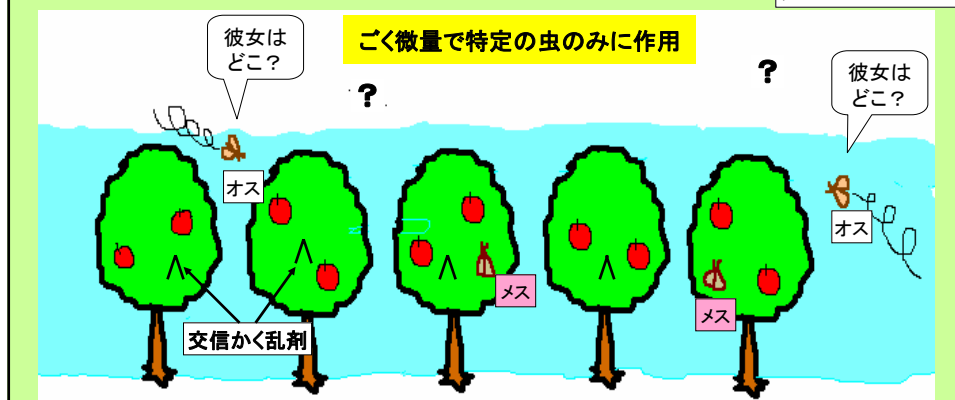
交信かく乱剤とは？

メスがオスを呼び寄せる交信用物質(性フェロモン)を人工的に果樹園に放出させることで、オスがメスを見つけられない

↓
交尾・産卵ができない



交信かく乱剤
(チューブに薬剤が入っている)



ポジティブリスト制とは？

基準が設定されていない農薬等が**一定量を超えて**残留する食品の販売等を原則禁止する制度

「食品衛生法等の一部を改正する法律」

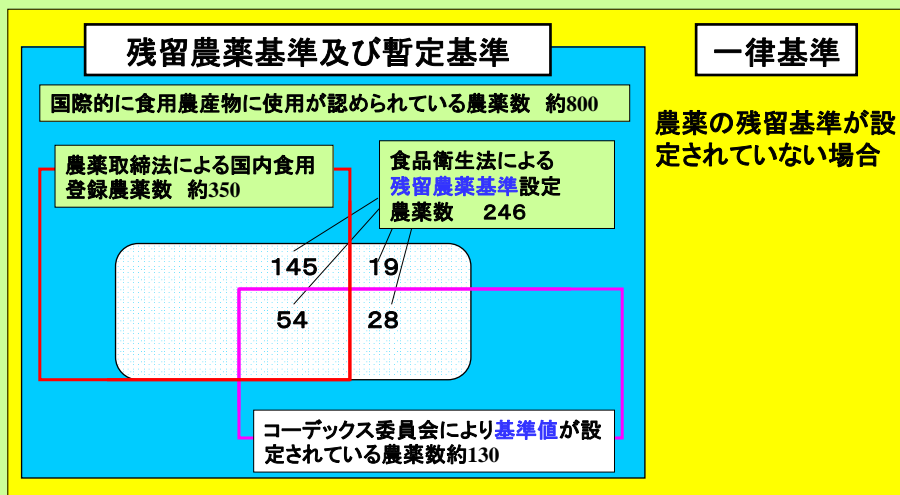
(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

「一定量」とは？

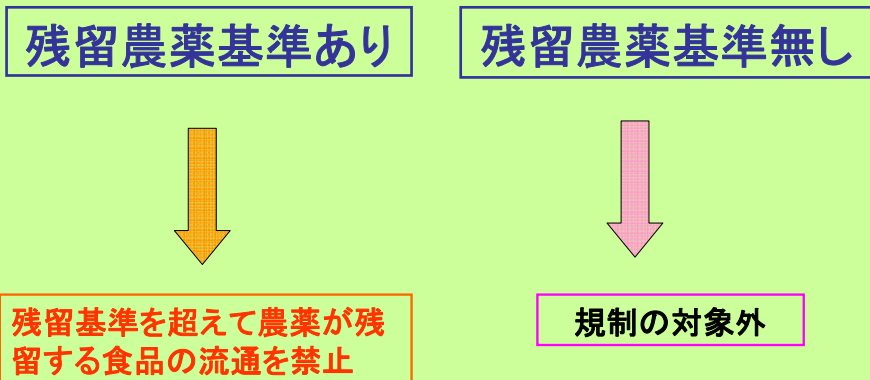
「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」

以下「**一律基準**」と略す。

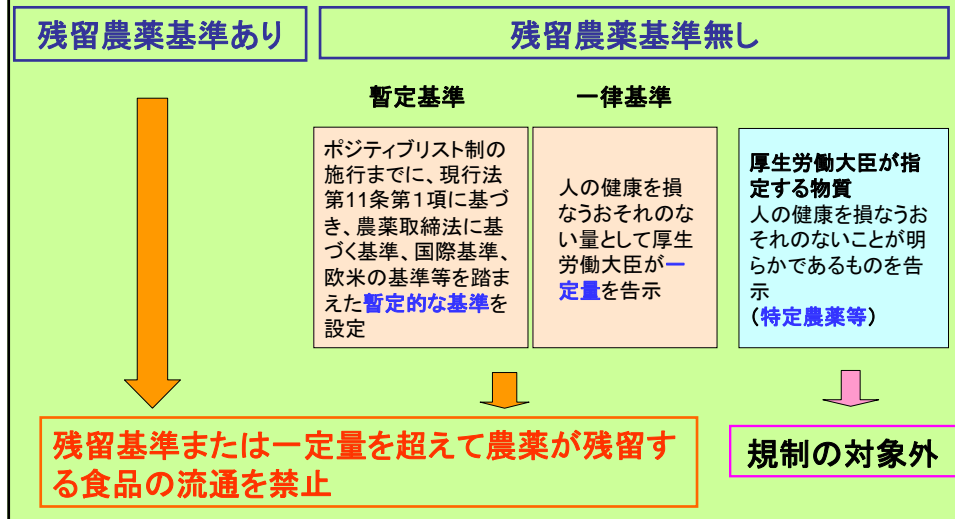
ポジティブリスト制度の概念図



現行の食品中に残留する農薬の規制状況



ポジティブリスト移行後の 食品中に残留する農薬の規制状況



ポジティブリスト制度導入前後の 基準値イメージ

農薬 A

	現行制度	導入後
米	0.5ppm	現行どおり
りんご	0.1ppm	現行どおり
きゅうり	基準無し (検出されても違反でない)	0.2ppm (国際基準等を参考に設定)
キャベツ	基準無し (検出されても違反でない)	一律基準(0.01ppm)を 超過すれば違反

農薬使用時における注意点

農薬使用基準の遵守

- ・食用作物等への農薬使用の遵守
(適用作物、使用量又は濃度、使用時期、総使用回数)
- ・農薬のラベルの記載事項の確認



農薬散布時のドリフトの注意

- ・近接圃場で栽培されている作物への飛散防止
- ・食品安全GAPの取組みを通じた栽培管理
- ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(指

導



通知)の周知

- ・「農薬散布するときには気をつけましょう」(パンフレット)の活用
- ・「地上防除ドリフト対策マニュアル」(小冊子)の活用

ドリフト低減対策

- ・ 散布時の風向きと風速
- ・ 作物に近接した適正散布
- ・ 圃場の端での散布
- ・ 散布圧力、風量
- ・ 近接栽培作物との連携
- ・ 散布ノズルの交換
- ・ 遮蔽シート・ネット
- ・ ドリフトしにくい農薬の利用



農薬指導適正にかかる指導体制の強化

○全国段階の取組強化

農薬適正使用指導強化協議会の設置

- ・ ブロック段階における指導者向け研修会の開催
- ・ パンフレットの作成、情報提供
- ・ 相談に迅速に回答するネットワーク構築
- ・ 広報活動の強化

○県段階における組織強化

- ・ 生産、普及部局等の参画による推進体制の強化
- ・ 巡回指導チームの編成

○現地指導体制の強化

- ・ 農薬、生産担当(普及指導員、JA職員)による現地巡回指導の展開
- ・ 普及指導センター、JAにおける相談窓口の設置
- ・ 農業者間における農薬使用の相談、調整及び斡旋